

インド特許審査期間の最新動向

～ 2016年特許規則改正前後の分析結果を踏まえて～

GLOBAL IP India インド弁護士・弁理士 Kshitij Malhotra
グローバル・アイピー東京特許業務法人 代表弁理士 高橋 明雄

特許の審査遅延が問題となっていたインドは、近年、審査官増員と特許規則改正により、審査滞貨の削減に取り組んでいる。著者らが分析したデータによれば、今後、審査滞貨が大幅に削減され、特許審査期間の短縮に繋がる傾向が確認された。本稿では、最新の分析データに基づき、インド特許審査期間の動向を説明する。

1. はじめに

近年、インド特許庁（以下、「特許庁」）の審査遅延が大きな問題となっている。米国のような審査遅延に相当する特許の存続期間を調整する制度が存在しないインドでは、審査遅延により特許権者が独占排他権の利益を十分に享受できず、特許庁の審査遅延に不満を抱く出願人も少なくない。

本稿では、審査遅延の背景を振り返りつつ、特許庁の公式ウェブサイトから入手可能なデータを分析することにより、インド特許審査期間の最新動向を説明する。

2. 背景

2.1 審査遅延の背景

審査遅延の最大の原因は、審査官不足である。最近10年でインド特許出願件数は年々増加している。これに対し、2002年と2003年に多くの審査官を採用したものの、その後、2012年までの10年もの間、審査官がほとんど採用されていなかった¹。

そのため、出願から登録までの平均審査期間が5年～7年、2015年時点の審査滞貨が約20万件に膨れ上がっていた。

2.2 審査滞貨削減への取り組み

審査遅延の問題は深刻であり、2013年に日本企業がデリー高裁へ特許庁に対する訴えを提起し、デリー高裁はインド政府に対して特許庁の審査遅延に関する委員会の設置を命じた²。これ

1 <http://www.businessstoday.in/magazine/features/we-can-clear-the-patent-backlog-within-next-two-years/story/249173.html>

2 Nitto Denko Corporation V. Union of India, Delhi High Court, W.P.(C) 3742 & 3756/2013

を受けて、審査官増員などの積極的な取り組みによって、審査遅延の問題は解消し得るとの最終報告がなされた。

実際、ここ数年で400人以上の審査官が新たに採用され、現在は550人を超える審査官が審査を行っている。更に、インド国内でのイノベーション活性化と特許審査効率化による審査滞貨の解消を目指して、2016年5月に特許規則が改正された。本稿では詳細な説明を省略するが、アクセプタンス期間の短縮（改正前の12月から6月へ短縮）、付与前異議申立手続の迅速化、早期審査制度³の導入など、実務にも大きな影響を及ぼす改正がなされた。

審査滞貨の削減を優先して短期間に多くの審査官を採用したため、審査官の能力や審査品質が懸念されるとともに、早期審査制度の実効性も不透明であったが、特許規則改正は出願人や産業界から概ね歓迎されたように思われる。

3. 特許審査期間の分析結果

3.1 分析内容

特許規則改正から1年半が経過したため、著者らは特許規則改正が審査速度や審査滞貨削減に与えた影響を分析した。本稿では以下の3つの基準に基づいて、特許庁の審査処理能力や審査期間を評価する。

第1の基準は、最初の拒絶理由通知（以下、First Examination Reportを意味する「FER」）の発行件数である。審査官増員による審査処理能力の向上により、FER発行件数も増えることが期待される。そのため、FER発行件数の推移から近年の審査官増員の効果を評価することができる。

第2の基準は、最終処分件数である。FER発行件数と同様、審査官増員により最終処分件数も増えるはずである。最終処分がなされるのはFER発行後であるため、審査官増員の効果が現れるまでは時間がかかると予想される。一方、アクセプタンス期間の短縮によりFER発行から最終処分までの期間が少なくとも6月程度短縮されるため、最終処分件数の推移から特許規則改正の効果を評価することができる。

第3の基準は、審査請求からFER発行までの期間である。インドでは、出願日順ではなく、原則として審査請求順に審査がなされる。そのため、審査請求からFER発行までの期間から、最新の審査期間を分析することができる。

3.2 FER発行件数（第1の基準）

特許庁の公式ウェブサイト⁴で、2013年1月から2017年12月までの月別のFER発行件数を調べた。月別のFER発行件数の推移を図1に示す。

3 後述するように、早期審査制度は主としてインド企業を対象とするものである。

4 <http://ipindiaservices.gov.in/ferstatus/>



【図1】 月別FER発行件数の推移

図1に示すように、2013年から2015年までのFER発行件数は、平均1,500件／月～2,000件／月であった。2016年4月と5月のFER発行件数の大きな落ち込みは、2016年5月に施行された特許規則改正の準備によるものと考えられる。その後、FER発行件数は急激に増加し、2017年には5,000件／月近いFERが発行されている。

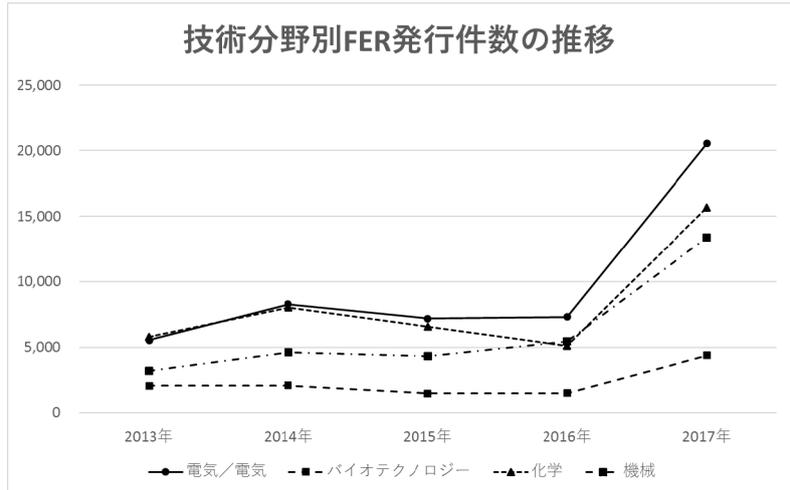
また、2013年から2017年までの各年の出願件数⁵とFER発行件数を表1に示す。2013年から2016年までは、出願件数に比べてFER発行件数が大幅に少なかった。審査請求しない出願は審査対象とならないため全ての出願が審査対象になるわけではないが、2016年までは出願件数の半分未満しかFERを発行できず、審査滞貨が年々蓄積されていた。一方、2017年の出願件数は本稿執筆時点で公表されていないものの、FER発行件数が出願件数を上回ったものと予想される。そのため、年々蓄積されていた審査滞貨の件数は頭打ちとなり、審査滞貨削減方向に転じたことが確認された。これは、審査官増員による効果が出始めたものと考えられる。

	出願件数	FER発行件数
2013年	43,031	16,648
2014年	42,854	23,031
2015年	45,658	19,587
2016年	45,057	19,418
2017年	—	53,953

【表1】 出願件数とFER発行件数の推移

また、2013年から2017年までの年別のFER発行件数の技術分野別推移を図2に示す。技術分野は、電気／電子、バイオテクノロジー、化学、機械の4分野である。2017年は全ての技術分野においてFER発行件数の大幅な増加が確認された。

5 WIPO Statistical Country Profiles

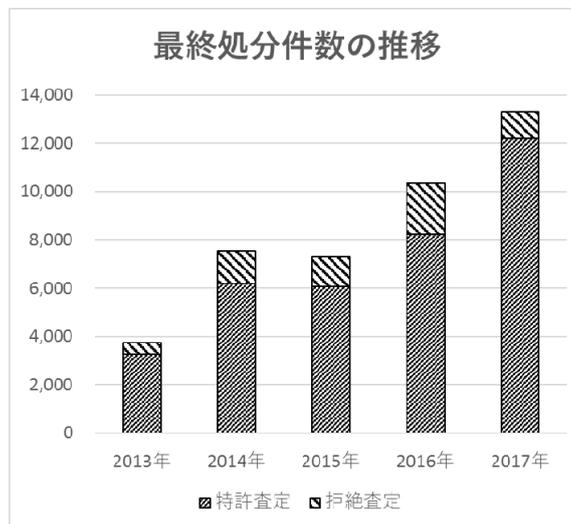


【図2】 技術分野別FER発行件数の推移

3.3 最終処分件数（第2の基準）

特許庁の公式ウェブサイト⁶で、2013年から2017年までの年別の最終処分件数を調べた。年別の最終処分件数の推移を図3に示す。ここで、最終処分には、特許査定と拒絶査定が含まれる。

2016年と2017年の最終処分件数は、2015年以前よりも増加傾向にある。しかし、図1や表1に示すFER発行件数の増加率に比べると、最終処分件数の増加率はやや小さいように思われる。これは、特許規則改正後のアクセプタンス期間の短縮効果が先に現れているためと考えられる。審査官増員により2017年にFERが発行された出願の多くは、2018年以降に最終処分が確定するものと思われる。



【図3】 最終処分件数の推移

3.4 審査請求からFER発行までの期間（第3の基準）

表2⁷は、2017年12月末時点で、デリー、ムンバイ、コルカタ、チェンナイの各管轄特許庁で発行されたFERに対する最新の審査請求月を技術分野別に示すものである。例えば、デリー特

6 <http://ipindiaservices.gov.in/disposal1/>

許庁の電気／電子分野では、2015年2月に審査請求された出願に対して2017年12月末時点でFERが発行され始めていることを意味する。管轄特許庁や技術分野によって差があるものの、審査請求から3年～5年でFERが発行されているのが現状である。

	デリー	ムンバイ	コルカタ	チェンナイ
電気／電子	2015年2月	2014年7月	2014年9月	2014年12月
バイオテクノロジー	2014年4月	2014年1月	2013年12月	2014年11月
化学	2014年12月	2014年11月	2014年12月	2014年12月
機械	2013年9月	2013年7月	2013年3月	2013年8月

【表2】 FER発行出願の最新審査請求月

4. 早期審査制度の実効性

4.1 早期審査を受けるための要件

上述したとおり、インドでは原則として審査請求順に審査されるが、特許規則改正により導入された早期審査請求がなされた出願は、例外的に審査の順番が繰り上がる。早期審査の対象となる出願は、以下のいずれかの条件を満たすものに限られる。

<条件A>

国際調査機関（ISA）としてインド特許庁が指定された、または、国際予備審査機関（IPEA）としてインド特許庁が選択されたこと。

<条件B>

出願人がスタートアップ企業であること。ここで、スタートアップ企業に該当するためには、①設立から5年未満であること、②年間の売上が2.5億ルピー（約4億円）以下であること、③技術革新や研究開発、技術や知的財産による新たな製品・サービスの商品化を行っていること、のすべての条件を満たす必要がある。

日本企業は国際調査機関（ISA）や国際予備審査機関（IPEA）としてインド特許庁を選択できないため、条件Aを満たさない。但し、日本企業のインド現地法人が出願人となる場合には条件Aを満たす可能性がある。また、インドへ特許出願する日本企業の中で条件Bを満たす日本企業は限られるのが現状である。

なお、出願審査請求済みの出願についても、早期審査請求費用と出願審査請求費用との差額を支払うことにより、出願審査請求を早期審査請求に変更することができる。

4.2 早期審査制度の実例

インド企業が早期審査請求を行った出願では、早期審査請求から1月程度でFERが発行され

7 特許庁の公式ウェブサイトには審査請求からFERまでの期間に関する直接的なデータは存在しないが、公表されたFERには審査請求日が記載されている。本データは、著者らが2017年12月末時点で発行されているFERを特許庁の公式ウェブサイトにて確認し、最も遅い審査請求日を特定して作成した。なお、早期審査対象案件は除外している。

た出願が確認されている。著者らが確認した範囲では、早期審査請求から10日でFERが発行されたケースが最短である。

5. おわりに

本稿で調査したFER発行状況によれば、FER発行件数が増加傾向にあるのは間違いない。インドに出願している日本企業には、現地代理人とのコミュニケーションも取りながら、近い将来に発行される多くのFERに対応する準備が求められる。特に、6月に短縮されたアクセプタンス期間を考慮すると、FER発行見込み時期を管理しておくことも重要である。例えば、FER発行見込み時期の前に自発的に対応外国出願情報（Form 3）を提出したり、既に特許査定が出ている他国の登録クレームに合わせる自発補正をしたりすることは、審査促進の観点から審査官も歓迎するものであるため、理に適った出願戦略であると考えられる。

一方、近年インドに特許出願し始めたインドの競合企業が早期権利化を行い、日本企業に対して特許権を行使することも起こり得る。インドにおいて早期権利化を希望する日本企業は、特許を受ける権利をインドの関連会社に譲渡するなどして関連会社が出願人となり、早期審査制度の対象となるようにするのも一つの対策になるであろう。

【著者紹介】



Kshitij Malhotra（シティージ・マルホトラ）。GLOBAL IP India 代表インド弁護士・インド弁理士。GGSIP大学で化学工学を専攻後、デリー大学法学部卒。2006年より特許調査会社にて欧米クライアント向けの特許業務に従事した後、2009年より中規模特許事務所でインド弁理士として勤務。2012年にGLOBAL IP Indiaを設立。日本のビジネスカルチャーを学びながら、日本出願人のニーズを踏まえた業務を得意とする。

<http://www.gip-india.in/>



高橋明雄。グローバル・アイピー東京特許業務法人 代表弁理士。2003年、東京大学理学部物理学専攻卒業。2005年、東京大学理学系研究科物理学専攻修士課程修了。2005年よりキャノン株式会社（知的財産法務本部）にて国内外の特許業務に従事した後、2009年にグローバル・アイピー東京特許業務法人に入所。2010年12月から2年間、ワシントンDCの特許事務所に駐在。2010年にU.S. Patent Agent試験合格。2013年1月より現職。外国特許実務に関するセミナーを多数担当し、海外代理人とのコミュニケーションを重視した外国出願サポート業務を得意とする。

<http://www.giplaw-tokyo.co.jp/jp/>